

千葉県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業者を指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和5年8月9日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
リラス訪問介護センター千葉 千葉県千葉市中央区富士見 2-2-3 吉田興業第一ビル5階-B	株式会社 フロンティア 東京都豊島区北大塚2-7-11 代表取締役 秋田 祐介	令和5年9月1日	1210106108	居宅介護・ 重度訪問介護